

公社等外郭団体の改革方針（案）

団体名	(財)千葉県生活衛生営業指導センター	所管所属名	健康福祉部衛生指導課		
事業内容	生活衛生関係営業に関する相談、指導、苦情処理及び苦情に関する指導、講習会、情報又は資料の収集及び提供、振興のための事業、標準営業約款に関する営業者の登録等の事業				
財務状況	年度（単位：千円）	H18	H19	H20	
	貸借対照表	総資産	67,839	62,412	54,742
		負債	3,073	2,949	3,180
		資本	64,766	59,463	51,562
		累積損益	54,266	48,963	41,062
	損益計算書	総収入	64,609	61,652	65,284
		経常損益	6,123	5,304	7,901
		当期損益	6,123	5,304	7,901
		減価償却前当期損益	6,123	4,392	7,009
		借入金残高	0	0	0
	県財政支出	委託料	100	100	100
		補助金・負担金	17,363	29,693	25,020
		その他	0	0	0
県関与の必要性 団体の必要性	<p>（団体の必要性）</p> <p>同センターは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(以下「生衛法」)第57条の3に基づき、県の認可を受けた団体であり、生衛法第57条の4に定められた事業を実施することとされている。同センターの存続ができない場合、県が同様の事業を代替することを想定しなければならない。</p> <p>参考 現在、全都道府県において、同センターが設置されている。</p>				
	<p>（県関与（人的・財政的）の必要性）</p> <p>同センターの業務は、法律に基づくものであり、行政の行う業務を補完する関係にある。このため、県において関係業務に関与していた人材を人的支援することで、事業の円滑な遂行が期待できる。</p> <p>また、同センターの運営費は、主に国と県の補助金を財源としているが、非営利的な業務であるため、財政支援（関与）を廃止した場合は、同団体の存続ができない</p>				
過去の見直し方針	分類	経営改善			
	経費削減、事業の見直し				

<p>現在までの取組状況</p>	<p>人件費算定において、国の基準単価を用いず、県の給与・手当ての見直しに準拠し、減額して支給している。</p> <p>また、事業内容を充実させつつ、事業費の経費節減により、予算削減に努めている。</p>	
<p>役職員の状況</p>	<p>常勤役員 14 2名 21 2名</p> <p>うち県OB 14 2名 21 2名</p> <p>うち県派遣 14 0名 21 0名</p>	<p>常勤職員 14 1名 21 2名</p> <p>うち県OB 14 0名 21 1名</p> <p>うち県派遣 14 0名 21 0名</p>
<p>課題</p>	<p>生衛法上、実施できる事業が定められており、収益を求める性質の事業ではないため、国と県の補助金なくして、採算を見込むことは困難である。</p>	
<p>今後の改革方針（案）</p>	<p>経営改善</p>	<p>経営改善</p> <p>厚生労働省の指導のもと、公益法人財団への移行に向けて、経営の健全化・事業の見直しを行っていく。</p> <p>また、「千葉県生活衛生営業指導センター指導助成費補助金」及び「千葉県生活衛生営業振興対策事業補助金」の事業内容について精査し、より効率的な事業運営を行うよう、経営改善に取り組んでいく。</p>